

(No.)

建 築 工 事 設 計 委 託 要 領

一般共通仕様書

岸和田市建設部公共建築マネジメント課

目 次

第 1 章 総 則

1. 目的
2. 適用の対象
3. 適用範囲

第 2 章 設 計 委 託 業 務 内 容

1. 一般事項
2. 調査打合せ
3. 基本設計
4. 実施設計
5. 法規手続
6. 設計完了後の責任範囲
7. 成果品の提出

第 3 章 設 計 図 書 等 作 成 基 準

1. 図面の種類と順序
2. 図面枠の規格
3. 製図基準

第 1 章 総 則

1. 目的

本設計要領は岸和田市建設部公共建築マネジメント課（以下「市」という。）が施行する建築工事等の設計業務について、設計内容の統一化及び業務の円滑化を計ることを目的とする。

2. 適用の対象

本設計要領は市から建築工事等の設計業務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）が業務を遂行する際に適用する。

3. 適用範囲

設計委託特記仕様書による他、設計委託業務内容による。

第 2 章 設 計 委 託 業 務 内 容

1. 一般事項

1-1 業務の開始

受注者は、業務の開始に当たって本要領を熟読し、疑義のある点について市と十分打合せを行い、その趣旨を業務に反映させなければならない。

1-2 事前提出書類等

受注者は設計に先立ち、市と十分打合せを行った後、業務計画書【業務担当者及び経歴書（設備設計下請の場合は、会社名、担当者名及び経歴書を含む）業務工程表等】を作成し、速やかに提出すること。詳細は特記仕様書の提出書類一覧表による。

1-3 業務担当者の資格

業務担当者資格は次のとおりとする。

本業務に従事する監理技術者及び主任技術者のうち 1 名は一級建築士取得後、経験年数 5 年以上の実績を有する者とする。

電気一般では主任として、設備設計一級建築士、技術士、一級建築士、建築設備士、電気主任技術者、一級電気施工管理技士、二級電気施工管理技士のいずれかの資格を有し、かつ 5 年以上の経験を有する者、又は実務経験を 10 年以上有する者とする。

機械一般（給排水、ガス、空調）では、主任として設備設計一級建築士、技術士、一級建築士、建築設備士、一級管工事施工管理技士、二級管工事施工管理技士のいずれかの資格を有し、かつ 5 年以上の経歴を有する者、又は実務経歴 10 年以上を有する者とする。他は 3 年以上の経歴を有する者とする。

業務の開始前に資格証のコピーを提出のこと。

1-4 秘密の厳守

業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。

1-5 設計図書の提出

業務完了後は、市の審査を受けた後、設計図書・設計業務完了届・請求書を添えて提出すること。

2. 調査打合せ

2-1 調査打合せ

設計に当たって現地を十分調査し、条例、規則等を把握したうえ、関係諸官公庁並びに市関係課と十分打ち合わせを行うこと。（この場合は市担当員同席とする。）

※その他、市が必要と認める事項について指示があれば速やかに、打合せのうえ調査を行うこと。

なお、打合せに必要な資料の作成は原則として受注者が行うこととする。

2-2 記録

設計業務に関する調査打合せ事項はすべて受注者が議事録を作成し、都度市に提出すること。

2-3 敷地現況写真

必要に応じ、現況写真を撮影し整理後、指示どおり提出すること。

2-4 敷地確定測量及び現況調査

敷地現況調査は入念に行うことまた、確定測量を行う場合、計画区域の確定を行うこと。

実測平面図、丈量図1/250

手続き上、計画地の分筆等の必要が生じた場合は図面の作成をすること。

2-5 地質調査

地質調査を行う場合、調査の結果報告書を3部提出すること。

2-6 貸与図面等

市が貸与する図面、その他の資料は、前もって受注者が書面にて借用する品目部数等を記し提出すること。

また利用後は速やかに返還すること。

3. 基本設計

3-1 基本計画の立案

企画の実現について、市と十分協議を行い、必要に応じて関係官庁や専門技術者と協議し、法律的了かつ技術的な調査を行い建築計画についてLCCを含めた検討・研究を重ねたうえ、建築物の配置計画・平面等の案を作成すること。

3-2 基本設計図の作成

基本設計図として配置図、平面図、立面図、断面図、屋外給排水図、設備関係幹線機能図等を作成すること。

3-3 設計説明書作成

受注者は設計説明書を作成し、市に対し設計内容の説明を行うこと。

3-4 工事費概算書

市が工事費概算書の提出を求めた場合は市担当員と協議し、市が求める期限内に必ず提出すること。

4. 実施設計

4-1 共通仕様書

設計は本要領の設計製図等作成基準による他『国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）』最新年度版に準拠する。その他、特に指示した場合は、各種特記仕様書による。

4-2 実施計画の作成

実施設計に先立ち、前項の内容を熟慮した後、配置図、平面図、立面図、系統図等の実施案を作成し、市の承認を得ること。

その他、設計要件の決定についてはその都度、市と打合せを行うこと。

4-3 図面の標準化及び明確化

設計に当たっては、市と打合せの上、出来るだけ標準化簡略化を図るものとするが、各部詳細については入念に記入し、図面の明確化を図るものとする。

4-4 指定材料

材料指定については市担当員と協議し、決定するものとする。

ただし、特定の商品名の記載、並びに特定のメーカーが指定されるような表現をしてはならない。

4-5 設計のチェック

受注者は図面、積算書等の設計図書の作成に当たっては十分内容を吟味し、誤記や訂正漏れのないように注意すること。

※特に建築図と設備図において整合させるものとする。

4-6 積算

積算は『国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事積算基準及び同解説（建築工事編、設備工事編）』最新年度版に準拠する。

また、数量については『建築工事建築数量積算研究会『建築数量積算基準・同解説』に基づき、市指定設計書様式により項目数量を明記したものと、それに金額を記入したものを提出すること。

又、指示ある場合は、概算見積り内訳書を提出するものとし、積算に用いたメーカー見積り等の資料は、ファイル綴じを行い、市に提出すること。

4-7 構造計算

構造計算は日本建築学会基準及び関連法規による。

4-8 各種計算書

建築…構造

電気…設備負荷・照明・電圧降下・受変電・自家発電・各機器（基礎荷重・耐力振動騒音対策）

機械…受水槽・高架水槽・揚水ポンプ・給排水能力（管径）・汚水処理施設・ガス設備・換気設備・空気調和設備計算書は、A4版原稿とし設計完了後、原稿1部、写し2

部（それぞれをファイル綴じとする。）を提出のこと。

4-9 透視図・模型

市が必要と認めた場合、透視図及び模型を作成し、提出すること。

4-10 各室面積表

特に指示した場合、各室面積表を提出すること。（用紙はA4版）

4-11 ガス設備設計

都市ガス設備は、図面作成のうえ大阪ガス株式会社に図面チェック及び積算見積りを依頼すること。

なお、プロパンガス設備はプロパンガス会社に図面チェック及び積算見積りを依頼すること。

4-12 電波障害対策設計

岸和田市環境保全条例により必要な場合、電波障害の調査（机上、及び市の指示する地点における電波測定車による現況調査、及びNHKによる技術内容確認）を行うものとし、電波障害対策の設計は（株）テレビ岸和田仕様で行うこと。

なお、測定点の個所数は市と協議し決定するものとする。

4-13 設備設計等の関連

当設計業務に当たって建築設計、設備設計等の関係者と十分打合せ調整し、円滑に設計を進める事。また、建築図と設備図を整合させ、十分にチェックを行なうこと。

4-14 色彩計画表

景観法に基づく「景観計画区域内の行為の届出」等に必要な色彩計画表を提出すること。

4-15 分割発注

工事を分割発注する場合、設計図書上の分割方法、及び図面の提出時期等については、市の指示に従うこと。

5. 法規手続

設計に関する法規手続について、関係諸官庁並びに大阪ガス、関西電力、NTT等への打合せ及び手続は原則として受注者が行い、都度、市に打合せ及び手続きの内容を報告しなければならない。

6. 設計完了後の責任範囲

設計上、又法規的に不備な点が生じた場合、受注者の責任により速やかに処置すること。

工事施工の際に、設計に起因し著しく不備が生じた場合は、市と協議し、受注者は、これに応じなければならない。

7. 成果品の提出

受注者は業務完了と同時に、特記仕様書の提出書類一覧表による成果品を市に提出すること。

第3章 設計図書等作成基準

1、図面の種類と順序

設計図面の順序と縮尺については原則として下表による。

	順序	図種	縮尺	備考
意 匠	1	表紙		図面リスト兼用も可
	2	特記仕様書		市指定要項による
	3	仕上表		外部仕上げも記入
	4	配置図	1/100・1/200・1/300・1/500	屋外排水（雨水排水）兼用可・付近見取図
	5	平面図	1/100・1/200	
	6	立面図	1/100・1/200	同上
	7	断面図	1/100・1/200	同上
	8	矩計詳細図	1/20・1/30・1/50	
	9	階段詳細図	1/20・1/30・1/50	
	10	各室詳細図	1/20・1/30・1/50	平面詳細図・展開図を含む
	11	天井伏図	1/100・1/200	
	12	建具表	1/30・1/50	防火設備の種別を明記する。 金物は詳細に記入する。 延焼線を明示した平面図 要
	13	他の棟の図面		倉庫等
	14	外構図		擁壁・門・道路・塀・造園・排水溝・排水会所等
	15	求積図		
	16	雑詳細図		家具、金物等の詳細
	17	その他		付近見取り図、仮設計画図、現況図、撤去図 敷地求積図、面積表等その他必要な図面
構 造	18	基準図		配筋・鉄骨
	19	地質調査図		位置図・土質・柱状図・（通り芯図）
	10	伏図	1/100・1/200	杭深さ等表示
	11	軸組み図	1/100・1/200	
	22	断面リスト図	1/50	
	23	鉄骨詳細図	1/20・1/30・1/50	
	24	架構図	1/20・1/30・1/50	
	25	基礎配筋図	1/20・1/30・1/50	
26	配筋詳細図	1/20・1/30・1/50		
電 気	27	表紙		図面リスト兼用可
	28	特記仕様書		設備概要を含む
	29	機器仕様書		
	30	配置図	1/100・1/200・1/300・1/500	付近見取図記載
	31	系統図		受電単線結線図を含む
	32	盤結線図・盤姿図	1/20・1/30	
	33	幹線図	1/100・1/200・1/300	
	34	各平面図	1/100・1/200	
	35	平面詳細図	1/20・1/30・1/50	展開図を含む
	36	機器姿図	1/20・1/30	
	順序	図種	縮尺	備考

機	37	表紙		図面リスト兼用も可
	38	特記仕様書		設備概要を含む
	39	機器仕様書		
	40	配置図	1/100・1/200・1/300・1/500	付近見取図記載
	41	系統図	1/20・1/30・1/50	
	42	配管配線幹線図	1/100・1/200・1/300	
械	43	各平面図	1/100・1/200	
	44	平面詳細図	1/20・1/30・1/50	展開図を含む
	45	機器取付詳細図	1/20・1/30	
	46	機器姿図	1/20・1/30	

2、図面枠の規格

2-1 指定枠

図面枠は市指定の図面枠を使用すること。

2-2 サイズ枠取り

図面枠のサイズは原則 A1（841×594）を使用すること。

3、製図基準

3-1 文字

文字は、常用漢字で楷書とし、術語のかなは、ひらがな、外来語はカタカナとする。また、縮尺に応じて大きさを統一すること。当て字は使用しないこと。

3-2 図の配置

平面図配置図などは、原則として北を上方に置くこと。やむを得ない場合は、方位を明確に表示すると共に、なるべくその向きを一定にすること。

3-3 縮尺及び図の表示

製図の尺度は、通常次の15種とする。

1 / 1	1 / 10	1 / 100	1 / 1000
1 / 2	1 / 20	1 / 200	1 / 2000
1 / 5	1 / 30	1 / 250	1 / 3000
	1 / 50	1 / 300	
		1 / 500	
		1 / 600	

製図の縮尺は図面タイトル内に記入、即ち図面右下とする。

同一図面に異なる尺度を用いる時は、図ごとに記入し、図面タイトル欄にそれらの尺度を記入する。

3-4 寸法の単位

寸法の単位は原則としてミリメートル表示とし、単位記号をつけない、その他の場合は単位をつけること。（例）1m→1,000

3-5 面積の単位及びその表示

面積の単位は平方メートル表示とし、各部面積及び延べ面積とも小数点第3位まで算出し、小数点第3位を四捨五入とする。

（例）12.346 m²→12.35 m²